議案第119号

小田原市と大井町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協 議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、小田原市と大井町との間における証明書等の交付等に係る事務の委託を相互に廃止するに当たり、同町と協議することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

小田原市と大井町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約を廃 止する規約

小田原市と大井町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約(平成20年 10月1日施行)は、廃止する。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

令和 7 年11月28日提出

小田原市長 加 藤 憲 一